佐賀県告示第 131 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域 を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成29年2月21日から平成29年3月21日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前	幅員メー	延長メー
		後の別	トル	トル
県道	杵島郡江北町大字佐留志字三	後	14.8~	1, 772. 7
江北芦刈線	本松 1660 番1地先から		3.8	
	杵島郡江北町大字惣領分字一			
	本黒木 5088 番地先まで			
	杵島郡江北町大字佐留志字三	前	15.0~	1, 771. 4
	本松 1660 番1地先から		3. 9	
	杵島郡江北町大字惣領分字一			
	本黒木 5088 番地先まで			